

「インフルエンザ様疾患発生報告」の入力について

報告内容	保育所		幼稚園～高等学校		高等専門学校、大学	
	インフルエンザ様疾患発生報告」(NESID)	7日以内に10名以上の集団発生 (INESID)	インフルエンザ様疾患発生報告」(NESID)	夏季休業期間中の課外活動(INESID)	7日以内に10名以上の集団発生 (INESID)	夏季休業期間中の課外活動 (INESID)
	NESID	INESID	NESID	INESID	INESID	INESID

(留意事項)



保育所及び学校の休校、学年閉鎖、学級閉鎖については、これまで通りに、NESIDに入力を行う。
 新たに追加する、「保育所、高等専門学校及び大学の7日以内に10名以上の集団発生」、「学校の夏季休業期間中の課外活動」については、INESIDに入力を行う。

- 例1) 8月に保育所から休業の連絡がなされた場合 ⇒ これまで通りにNESIDに入力
- 例2) 学校の夏休み期間中の授業日の休校等 ⇒ これまで通りにNESIDに入力

「インフルエンザ様疾患発生報告」の継続等についてのQ & A

問1 今回のインフルエンザ様疾患発生報告の継続等の目的は何ですか。

次のことを目的として実施するものです。

- ① インフルエンザの流行拡大の端緒を早期に探知するために、特に学校等を対象とした集団発生の把握を行うこと
- ② インフルエンザ様疾患患者から得られた検体を用いて、ウイルス性状の変化の有無を捕捉すること

問2 夏季休業期間中の課外活動とは、どこまでの範囲になりますか。

学校の設置者又は校長が、当該学校の教育活動として把握している課外活動をいいます。具体的には、合宿、サマーキャンプ、部活動等が考えられます。

なお、いわゆる学校の夏休み期間中の授業日（登校日、臨海学校等）については、従来どおり「インフルエンザ様疾患発生報告」として、休校等があった場合に、学校の設置者が保健所に連絡することになります。

問3 第3におけるインフルエンザウイルスの型・亜型の確認検査というのは、PCR検査のことですか。

インフルエンザウイルスの型・亜型の確認検査については、現状では、地方衛生研究所において、リアルタイムPCR検査を用いて行われるのが一般的です。迅速検査は、通常、医療機関で臨床診断の補助として行われており、新型インフルエンザであるかの判断はできません。

問4 今回の「インフルエンザ様疾患発生報告の継続等について」は、いつまで実施されるのですか。

このサーベイランスは、新型インフルエンザ（A/H1N1）の流行拡大の端緒を早期に探知することを目的としています。流行拡大に伴い、変更又は終了する場合は、改めて連絡を行います。

問5 保健所から厚生労働省への具体的な報告の方法を教えてください。

今回、新たに追加された報告内容の報告については、今後作成配布される「インフルエンザ様疾患発生報告について（iNESID 版）」を参照に、iNESID において報告をお願いします。